

税理士試験における受験資格の概要

(根拠法：税理士法第5条)

次の要件のいずれか一つに該当すれば、税理士試験の受験資格を有することとなる。

学 識

- イ 大学・短期大学の卒業者等で、法律学又は経済学を修めたもの
- ロ 大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者（いわゆる専門学校修了者）で、法律学又は経済学を修めたもの
- ハ 大学3年次以上の者で、法律学又は経済学を含め62単位以上取得した者
- ニ 司法試験合格者
- ホ 公認会計士試験の短答式試験に合格した者

資格等

- イ 日商簿記1級合格者
- ロ 全経簿記上級合格者

職 歴

次に掲げる事務又は業務のいずれかに3年以上従事した者

- ・ 法人等における会計事務
- ・ 税理士・弁護士・公認会計士・監査法人の業務の補助事務
- ・ 弁理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・不動産鑑定士の業務
- ・ 国税・地方税の事務
- ・ 行政機関における会計検査等に関する事務
- ・ 銀行等における貸付け等に関する事務

認 定

国税審議会により受験資格に関して個別認定を受けた者